

大阪府子ども総合計画(案)の概要

計画の性格 (第1章)

計画の性格

- ▶大阪府子ども条例第10条第1項に基づく子ども施策の総合的な計画
- ▶大阪府青少年健全育成条例第8条第2項に基づく青少年施策の総合的な計画
- ▶子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- ▶子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく子ども・若者育成支援についての計画
- ▶次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく次世代育成のための総合的な計画
- ▶子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく子どもの貧困対策のための計画

計画の期間

平成27年度から平成36年度までの10年（あわせて5年単位の事業計画も策定）

特に関連性が高い計画

- ・社会的養護体制整備計画
- ・ひとり親家庭等自立促進計画
- ・教育振興基本計画

「子ども」の視点から

- ▶生活習慣の乱れや学力の問題をはじめとした様々な課題の顕在化
- ▶児童虐待対応件数の急増

「家庭」の視点から

- ▶経済力の低下をはじめとする家庭を取り巻く環境の変化
- ▶多様な子育てニーズの増加

「社会」の視点から

- ▶若者の将来に対する不安の増大

大阪府子ども総合計画は、大阪の現状を踏まえ、こうした環境・課題に対応し、健やかな子どもの育ちを支えていくための羅針盤です

基本理念 (第3章)

次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪

子どもの成長を社会全体で支えます。また、子どもにもっとも身近な社会である「家庭」の役割の重要性にも着目し、社会全体で支えています。こうしたことによって、大阪の地で成長した若者が、次の世代の子育てを担っていくことにより、子どもたちが将来の夢や目標を持ってチャレンジすることで成長し、やがて、若者となって再び次の世代の子育てを担っていくという良い循環が続いていくことをめざします。

基本的視点

- ▶子どもを中心とする視点
制度に分断されることのない切れ目のない支援をめざします。
- ▶家庭の役割・機能の重要性に着目する視点
子育て家庭の状況に応じた柔軟な社会全体による支援をめざします。
- ▶子どもと「社会」との関わりを大切にする視点
子どもと「社会」との関わりを大切にする視点を踏まえた取り組みを進めます。

基本方向と取り組みの方向性 (第4章)

1. 若者が自立できる社会

若者が社会の一員としての役割を果たすために、企業、学校等の関係機関の協力のもと、若者の自立支援などを進めるとともに、自らの意思で将来を選択できるよう支援します。

重点的な取り組み

- ▶若者が社会の中で自立することによって、自らの意思で多様に将来を選択できるよう支援します。

重点施策

- ①キャリア教育の充実
- ②若者の就職支援
- ③子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進

2. 子どもを生き育てることができる社会

支援の充実により、家庭の養育力を補完し、高めていくとともに、子育てしやすい環境を整備することにより、必要なときに必要なサービスを受けることができる体制の確保などを進めます。

重点的な取り組み

- ▶安心して子どもを産むことができる保健・医療環境をつくれます。
- ▶家庭と地域がともに養育力を高めることができるよう、地域と一体となって子育てしやすい環境をつくれます。
- ▶さまざまな支援が必要な子どもや家庭に対し、支援を必要としているときに必要な支援が行き届く体制をつくれます。

- ④安心して妊娠・出産できる仕組みの充実
- ⑤地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援
- ⑥就学前の子育て支援の充実
- ⑦ワーク・ライフ・バランスの実現
- ⑧ひとり親家庭等に対する就業支援の充実
- ⑨児童虐待防止の取り組み
- ⑩社会的養護体制の整備
- ⑪障がいのある子どもへの支援の充実

3. 子どもが成長できる社会

子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、粘り強く果敢にチャレンジすること、自立して力強く生きること、自律して社会を支えることができるような人づくりを推進します。

重点的な取り組み

- ▶すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援します。
- ▶子どもの人権や、健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。

- ⑫学力向上の取り組みの推進
- ⑬豊かな心を育む取り組みの充実
- ⑭幼児教育・保育、子育て支援に関わる人材の確保及び資質の向上
- ⑮就学後の子育て支援の充実
- ⑯青少年の健全育成、少年非行防止ネットワークの構築促進

子どもの貧困への対応

- ▶事業計画の中に、子どもの貧困対策に推進に関する法律に基づく都道府県計画を位置づけるとともに、計画全体に横断的に関わる重点施策として対応します。
- ▶家庭の経済状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し、自立できるよう、教育、就労、生活支援など各分野での総合的な取り組みを推進します。（計画期間は平成27年度～平成31年度）